

(平成27年9月10日制定)  
(平成28年9月29日一部改正)  
(平成30年4月1日一部改正)

## 栃木県立博物館における科学研究費管理規程

### 第1章 総則

#### (目的及び不正の定義)

第1条 この規程は、平成26年8月26日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、栃木県立博物館において科学研究費の適正な執行を確保するとともに、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 不正行為とは以下の各号に定めるものとする。

##### (1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

##### (2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

##### (3) 盜用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### (管理体制)

第2条 前条目的を達成するために、栃木県立博物館（以下「研究機関」という。）に次に掲げる職員を置く。

##### (1) 最高管理責任者

##### (2) 統括管理責任者

##### (3) コンプライアンス推進責任者

##### (4) コンプライアンス推進副責任者

#### (最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、科学研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、館長が当たる。

#### (統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、科学研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つものとし、副館長が当たる。

#### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、科学研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が、適正な運営・管理を行っているかを監視するものとし、副館長が当たる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するものとし、総務課長が当たる。

## 第2章 科学研究費の執行

(執行基準)

第7条 科学研究費を執行する場合は、科学研究費補助金の関係法令等に定めるもののほか、栃木県財務規則（平成7年 栃木県規則第12号）の規定を準用するものとする。

(職務権限等)

第8条 科学研究費の執行に関する事務処理上の権限及び決裁手続等については、科学研究費補助金の関係法令等及び栃木県立博物館における科学研究費助成事業の研究実施規程（以下「実施規程」という。）に定めるもののほか、栃木県財務規則（平成7年 栃木県規則第12号）の規定を準用するものとする。

## 第3章 不正防止対策

(不正行為の禁止)

第9条 科学研究費の執行に関わる全ての構成員は、研究活動に係る不正行為を行ってはならず、また、その防止に努めなければならない。

(不正防止計画)

第10条 科学研究費の不正使用を防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものにするとともに、定期的に見直しを行う。
- 3 不正防止計画の着実な実施を図るため、防止計画推進部署を置き、総務課が当たる。
- 4 防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

(教育の実施)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、科学研究費の管理・運営に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しなければならない。

(構成員の誓約書等)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、科学研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に対して、関係法令の遵守、不正を行わないこと及び不正を行った場合の処分や法的責任の負担等を記した誓約書等の提出を求めるものとする。

(業者の誓約書等)

第13条 コンプライアンス推進責任者は、業者に対して、一定の取引実績やリスク要因を考慮して、関係法令の遵守、調査等における各種帳簿類の開示、不正による取引停止

等の処分受入及び構成員からの不正依頼の通報等を記した誓約書等の提出を求めるものとする。

(内部監査部門及び監事の設置)

第14条 研究機関に、最高管理責任者の直轄組織として、内部監査部門を設置するものとする。内部監査部門は、実施規程に基づき総務課長が担う。

2 内部監査部門の適正な監査の執行を担保するため、研究機関外に監事を置く。監事は、主管課の担当 GL が担う。

(監査の実施)

第15条 内部監査部門は、科学研究費の管理・運営が適正に執行されているかを定期的及び隨時に監査するものとする。

2 内部監査部門が監査を実施した場合は、速やかに監事の監査を受けるものとする。

(監査結果)

第16条 内部監査部門及び監事は、監査の結果、不正が認められた場合は、統括管理責任者を経由して最高管理責任者に報告するものとする。

2 内部監査部門は、監査の結果、不正発生要因が把握された場合は、これを分析し、必要に応じ不正防止計画を見直すものとする。

## 第4章 不正行為への対応等

(告発の受理・取扱い等)

第17条 不正行為に関する告発、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という）を設置し、統括管理責任者が当たる。

2 原則として、告発は顕名により行われ、特定に不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。

3 前項の規程にかかわらず、匿名による告発があった場合、受付窓口は内容に応じ顕名の告発に準じた取扱いをすることができる。

4 受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、研究機関は告発者（匿名の場合を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名等が判明した後には顕名による告発者として取り扱う）に告発を受理したことと通知する。

5 告発の意思を明示しない相談については、受付窓口はその内容に応じ、告発に準じてその内容を精査・確認し、相当の理由があると認めた場合は相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。

6 受付窓口は、不正の告発等があった場合は、これを受理し、最高管理責任者に報告するとともに、告発者の保護を図らなければならない。

7 研究機関は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

8 研究機関は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、その他不利益な取扱いをしてはならない。  
(調査の要否)

第18条 最高管理責任者は、受理した不正の告発等について、30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断しなければならない。

2 調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者（外部の者にあってはその所属機関にも）に調査を行うことを速やかに通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に調査を行う旨報告する。

(調査委員会の設置)

第19条 最高管理責任者は、前条の規定により調査が必要と判断した場合は、30日以内に調査委員会を設置し、調査を開始するものとする。

2 調査委員会の委員は、公正かつ透明性確保の観点から、研究機関に属さない外部有識者を半数以上含み、かつ全ての委員は告発者や被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会が設置されたときは、最高管理責任者は調査委員の氏名・所属を告発者及び被告発者に通知する。

4 告発者及び被告発者は、前項の通知が到達した日から10日以内に書面をもって異議を申し立てることができる。

5 最高管理責任者が前項の意義を受理し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申し立てに係る調査委員を交代させ、その旨を告発者及び被告発者に書面をもって通知する。

(調査の実施、措置)

第20条 調査委員会は、不正の有無や内容、不正に関与した者やその程度及び不正使用の相当額等について調査を実施するものとする。

2 調査委員会は、調査を告発された事案に係る研究活動に関する各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行い、かつ、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。

3 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を求める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し最高管理責任者が合理的と判断する範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

4 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

5 最高管理責任者は、必要に応じて調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を求めるとともに、告発された事実に係る研究活動に関して、証拠と

なるような資料等を保全する措置をとることができる。

(守秘義務)

第21条 最高管理責任者及び調査委員会の構成員その他調査に関係した者は、告発窓口に寄せられた告発等の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して情報を他に漏らしてはならない。

(認定)

第22条 調査委員会は、調査した内容を、告発等を受けた日から150日以内に取りまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定し、最高管理責任者に報告する。

2 調査委員会は、特定不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、告発者に弁明の機会を与えた上で、その旨の認定を行い、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の報告等)

第23条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下、同じ。）を告発者及び被告発者（外部の者にあってはその所属機関にも）に速やかに通知する。

2 最高管理責任者は、告発等の受理から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理監査体制の状況及び、再発防止計画等を含む最終報告書を告発された事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であつても、調査の中間報告を配分機関等及び文部科学省に提出するものとする。

3 最高管理責任者は、調査の過程であつても、不正の事実が一部でも認定された場合には、配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、調査の終了前であつても配分機関等及び文部科学省の求めに応じて、調査の進捗状況等を報告するものとする。

5 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関等及び文部科学省への当該事案に係る資料の提出又は閲覧や、配分機関の現地調査に応じるものとする。

(不服申し立て)

第24条 特定不正行為と認定された被告発者は、10日以内に最高管理責任者に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であつても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について前項の例により不服申し立てをすることができる。

3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申し立ての審査が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代

若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

- 4 調査委員会（前項の規定により調査委員会に代わる者を含む。以下、同じ。）は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。再調査を行うまでもなく不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 5 調査委員会は、再調査を行う決定を行った場合、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 6 前項の協力が求められない場合、調査委員会は審査を打ち切ることができる。その場合、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申し立ての却下、及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 調査委員会は、再調査を開始してから 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 9 本条第 2 項の規定による不服申し立てがあった場合、最高管理責任者は告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 10 本条第 2 項の規定による不服申し立てについては、調査委員会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を告発者、告発者が所属する機関、被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は当該結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

#### （調査結果の公表）

第 25 条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 公表する内容は次のとおりとする。

- (1) 被認定者の所属及び氏名
- (2) 特定不正行為が行われたとの認定に至った理由
- (3) 調査委員会構成員の所属及び氏名
- (4) 調査の方法
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

3 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかつたとの認定があった場合は原則として調査結果を公表しない。

#### （被認定者に対する措置）

第 26 条 最高管理責任者は、不正行為が認定された場合及び不正の告発等があり調査が

必要と判断した場合等には、主管課を経由して人事課に報告するとともに、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年9月29日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。